

大江川下流部公有水面埋立てに係る公聴会の開催結果

1 日 時

令和5年1月28日(土) 午後1時30分～2時26分

2 場 所

大江破碎工場集会室 (3階)

3 出席者

- (1) 陳述人 中川武夫氏 1名
- (2) 事業者 緑政土木局河川工務課 1名、名古屋港管理組合 1名
- (3) 事務局 名古屋市環境局地域環境対策部長 (=公聴会議長) はじめ 2名
- (4) 傍聴者 9名

4 内 容

(1) 議事

公聴会の運営方法についての説明、陳述人及び事業者の紹介の後、陳述人の意見陳述、事業者の見解陳述及び陳述人の補足意見陳述が行われた。

(2) 陳述人の意見、事業者の見解及び陳述人の補足意見の概要

＜陳述人意見＞

- ・周辺への影響が長期にわたることを考慮し、現時点でしっかりとした工事計画を立てること。
- ・今後開発される環境への負荷の少ない工法、機器の使用を積極的に行い、環境低減に努めること。
- ・見解書においても「今後検討する」との回答が多い。しっかりと検討した結果を再見解書で明らかにすべき。
- ・環境基準を達成しているから OK ではない。さらなる低減ができるのかできないのかを含めた評価が不可欠。
- ・建設機械の低騒音型、排出ガス対策型の使用に関し、「原則として」と使用しない場合もあるような表現に終始しているのは問題。
- ・有識者懇談会の議論の内容は何か。無駄な案まで提案して議論したのか。
- ・準備書で新たに「工作物、最下流護岸の配置及び延長」の図を追加したこと、この図の説明文、既設鋼矢板の深さ及び最下流部での不透水層の位置を明記すべき。
- ・ボックスカルバートがプレキャスト製品となれば、工事工程の大きな変更であり、準備書の変更が必要となる。
- ・ジオテキスタイル敷設は、軟弱地盤対策というだけである。ヘドロ層から有害成分は滲出してこないのか。
- ・施工前、中及び後の地下水質確認頻度は不十分であるとの指摘に「再検討します」とある。どのように「再検討するのか」。
- ・有害物質を全て処理できる施設があるのかという指摘に「評価書資料編へ掲載する」とある。施設の仕組み・構造などを示すべき。

- ・エコチューブ袋の材質、性能はどのようなものか。脱水した水の処理はどうするのか。
- ・仮置きする施工区域内での浸出水は有害物質排水処理施設で処理するのか。
- ・工事関係車両が49ヶ月目のみ飛び出している。平準化か削減を。
- ・埋立て土砂の検討結果を準備書に記載すべき。
- ・存在時の地盤を影響要因に追加すべき。
- ・悪臭の予測は工事後ではなく工事期間中を。
- ・建設騒音予測は埋立て工程ごとに行うこと。
- ・「騒音の予測は非対策型の原単位を使用し」とあるが、そのような注意書きはなく、大気の影響は当然対策型の原単位を用いていると理解していたが違うのか。
- ・本来は対策型という環境保全対策を含んだ原単位で予測すべき。
- ・騒音の環境保全措置として、苦情があつて初めて仮囲いの設置を含め対応というのは事業者の姿勢を疑う。
- ・盛土高を低くする環境保全措置の再予測を。
- ・発生する廃棄物の再資源化方法を記載すべき。
- ・重要な陸生植物の調査が不十分。
- ・生態系の環境保全措置について移植・代替措置を検討すべき。

<事業者見解>

- ・「埋立て」「掘削除去」ともに事業目的を達成できる工法であるが、「掘削除去」はPCB等汚染土処理のため埋立ての何倍もの費用が必要。「埋立て」は初期投資が必要だが、塀の維持管理、地震時の堤防損傷リスク軽減、公園整備による地上部の利用が可能。
- ・最下流部の鋼矢板はT.P.-13.1mで不透水層より深い位置まで設置されている。
- ・使用できる箇所にはプレキャスト製品の使用を検討していく。
- ・水面の埋立てに伴う汚染水の溶出の可能性については、①汚染土層内での水の動きがほとんどないこと、②汚染土層下には不透水層があること、③工事は大江川の流路と遮断してからヘドロ層の上層にある覆土層及びアスファルトマットの上に覆土を行うことから、汚染物質が上層及び下層地下水より大江川右岸へ流出する可能性は極めて低いと予測。予測の不確実性を補うため、定期的なモニタリングで有害物質の観測を行う予定。
- ・地下水モニタリングについて、調査地点等見直しを行っている。見解について、評価書に記載する。
- ・有害物質排水処理施設の詳細は評価書資料編に記載する。各施工箇所から配管を設置し、処理施設まではポンプ排水を行う予定。
- ・エコチューブ袋から脱水中に生じる水は汚染がないことを確認し排水。排水基準を満足しない場合は有害物質排水処理施設を経由し排水。
- ・対策型建設機械がない若しくは十分に普及していないこともあるため「原則として」としている。
- ・埋立て土砂は、海洋汚染防止法及び土壌汚染対策法の基準を満足する土砂を用いる。入手先、量、調査方法について、関係機関と協議、検討中。
- ・予測対象時期を工事中としたのは影響が水面の埋立てによるものであるからである。予

測対象期間は工事中のみでなく、工事初期から盛土完成後 20 年間を対象としている。
工事予測期間を評価書に明記する。

- ・汚染土は有害物質を流出させないエコチューブ袋に収納し埋設するため、周辺土壌が汚染することはない。
- ・事業特性等から周辺地下水への汚染の可能性も極めて低いと考えている。
- ・予測では非対策型を用いたが、施工時には業者と協議し、可能な限り対策型も用いる。
- ・市環境影響評価技術指針解説書に騒音予測は最も影響が大きくなる時期に行うこと、段階的に行う場合は、工期、工区が区分され、それぞれの工事が間隔を置いて実施される場合」とされている。本事業はこれに該当しないことから段階的な予測は行っていない。
- ・堤防天端より高い位置で施工する際には兩岸のパラペットに適切な高さの防音フェンスを設置する予定。
- ・ルート 4 について、要請限度は下回るが、現状の交通量が少ないことから工事関係車両の走行による騒音等の増加分を低減させる対応が必要であると認識している。
- ・住居等生活関連施設を走行する際には徐行運転を行う等、静穏な走行に努める。
- ・工事関係車両走行ルートには歩道があり、右左折を行う交差点には信号機及び横断歩道が整備されている。安全施設のない工事関係車両の出入口及び民地敷地への進入場所へは、環境保全対策として視認性を良好に保ち交通誘導員を配置する予定。
- ・生息環境への影響の防止に留意した工事計画を策定する。濁りの拡散抑制及び排水の適切な処理を行う。

＜陳述人補足意見＞

- ・温室効果ガス等について、国の削減目標は 5 年ぶりに強化されたため、名古屋市の目標も変えざるを得ないのではないかと。その動きを記載すべきである。
- ・建設機械稼働時の大気汚染について事後調査地点が施工区域内となっている。建設機械の稼働配置、状況を把握するのみのため、NO_x・SPM の最大濃度着地地点での濃度調査を行うべきである。
- ・建設機械稼働時の騒音について、工事工種別の事後調査を行うべきである。環境影響評価技術指針に書いてあるからというのは逃げ口上にすぎない。真面目に環境保全を行おうとする意識が欠如していると言わざるを得ない。
- ・工事中に発生する水質汚濁物質の事後調査地点について、事業予定地西側施工区域境界の濃度が最も高くなる地点で行うとあるが、各排水口で行うべきである。また月 1 回の調査ではなく、各排水口で常時行うべきである。
- ・説明会資料は後出しじゃんけんである。「盛土位置が周辺地盤と同じ高さである」とあるが「事業計画検討の経緯」の中の「対策工法の検討結果」の一部であり、今回の「対象事業の内容」には含まれていない。まして圧密沈下後の完成高は地点ごとにバラバラであるし、堤防より高く盛り上げる地点もある。こうした結果になることを想定したイメージ図であったのか。